

産業界からの審査員の平成 21 年度からの増員については 9 制度である。一方、若手研究者・外国人研究者による審査員数については 14 制度で増員している。制度数では若手研究者で平成 21 年度の 11 制度から 14 制度、また外国人研究者で平成 21 年度の 12 制度から 14 制度で増員され、若手研究者・外国人研究者を審査員に選任する体制が拡充される傾向がある。

法人別でみると、産業界からの審査員選任数を増やした法人は、平成 21 年度と同様に 4 法人である。平成 21 年度と同様に、科学技術振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、農業・食品産業技術総合研究機構が増員しているのに加え、平成 22 年度では情報通信研究機構が新たに増員している。

若手研究者の審査員選任数を増やした法人は 2 法人で、昨年と同様に日本学術振興会と新エネルギー・産業技術総合開発機構である。

外国人研究者の審査員選任数を増やした法人は 2 法人であり、日本学術振興会と新エネルギー・産業技術総合開発機構である。

平成 22 年度において、科学技術振興機構では産業界から審査員選任の増員を図っており、日本学術振興会では産業界から審査員選任を大幅に減らしている。若手研究者・外国人研究者に関しては審査委員選任の増員を図っている。この他の取組みとしては、以下の事例があげられる。

- 通信・放送分野におけるニュービジネスの創出に資することを目的として支援を行っており、従来から事業実施に係る財務状況も審査の対象としている。この審査をより実務に即した形で行うため、平成 21 年度より企業会計の専門家（公認会計士）を評価委員会のメンバーに加えた。【情報通信研究機構「新たな通信・放送事業開拓のための先進的技術開発支援」】
- 事業の位置づけから、産業界のみならず NPO 関係者にも審査員をお願いしている。【科学技術振興機構「社会技術研究開発事業」】
- 審査員選定においては、専門性、産学官比率、所属機関、男女比率、若手比率等のバランスを考慮することに努めている。なお、ERATO では、外国人有識者 1 名を審査員に加えた審査している。【科学技術振興機構「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発事業除く）」】
- 原則として、相手国の研究資金配分機関と同じ審査基準に基づき共同で公募、審査・採択することとしており、相手国側審査員として外国人が参画している。【科学技術振興機構「戦略国際科学技術協力推進事業」】
- 審査委員の選考に当たって、若手研究者の積極的選任に配慮することとしており、今後も若手研究者の積極的選任に配慮した選考を行っていくこととしている。【日本学術振興会「科学研究費助成事業」】
- 国際的な視点を審査に加味するため、平成 21 年度公募から、特別推進研究の審査意見書作成者には、海外の研究機関に所属する外国人研究者を参画させている。【日本学術振興会「科学研究費助成事業」】